

ふたば便り

ふたば税理士法人

2010年4月号 (Vol. 92)

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

tel(0166)69-2800 fax(0166)69-2801

札幌事務所：札幌市北区北7条西6丁目2-34 ｷﾀﾊﾞﾙ 7F

tel(011)717-5611 fax(011)717-5612

◆中小企業金融円滑化法◆

昨年の12月4日、いわゆる「中小企業金融円滑化法」が施行されました。この法律は、特に厳しい状況にある中小零細企業等に対して、金融機関はできる限り貸付条件の変更等を行うよう努めることなどが盛り込まれた時限措置です（平成23年3月31日まで）。以下は、金融庁のパフレット「中小企業の事業主の皆さんへ！」に記載されたQ&Aから一部を要約抜粋したものです。

1. 貸付条件の変更等を受けるにはどうすればいいか

まずは金融機関に相談し、今後の経営改善計画や借入金の返済計画を検討した上で貸付条件の変更等を行ってもらうことになります。なお、経営改善計画等がなくても、1年以内に計画を策定できると見込まれば、先に貸付条件の変更等を行った後で、金融機関と一緒に計画の検討を行うこともできます。

2. 「貸付条件の変更等」の内容は

「貸付条件の変更等」とは、借入金元本の返済猶予のほか、返済期間の延長、債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）など、債務の返済負担を軽減するすべてのものが含まれます。

3. 貸付条件の変更等を受けると、今後、新規の融資を断られるか

個別の融資はあくまで金融機関が借り手の信用力をふまえて判断することになりますが、貸付条件の変更等を受けたことがあるという理由だけで新規の融資を断ることがないよう、金融庁は金融機関に対する検査・監督で検証することになっています。したがって、貸付条件の変更等を受けたことだけが原因となって新規の融資を受けられないということはありません。

今回の法律では金融機関側の努力が注目されていますが、融資を受ける中小企業側の努力が必要なことは言うまでもありません。たとえば、① 不要な資産の売却 ② 役員報酬その他の経費削減 ③ 売上アップのための方策検討 などによって会社の財務内容そのものを良くするよう努力するとともに、積極的な情報開示をすすめる必要があります。実態よりも利益が出ているように見せる決算書では、金融機関の協力を得ることはできません。

また、貸付条件変更の申込時あるいは1年以内に策定しなければならない「経営改善計画」についても、それが計画倒れにならないよう、計画達成のための努力が求められます。

3月はすごい雪でしたね！ おまけに先日の強風！ なんでも台風なみの強さだったそうので、旭川では92年ぶりに記録を更新したそうです。「温暖化」は必ずしも穏やかな天気をもたらすものではなさそうですね。 俊

